

トキ 野生復帰にむけて 4

トキは、主に次の3つの法律によって保護されています。

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- 文化財保護法

今回はこれらの法律の主な目的や役割についてご説明します。



○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(以下「種の保存法」という)

野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠くことのできないものです。種の保存法では、野生動植物のうち特に絶滅のおそれの高いものについて種の保存を図り、これによって自然環境を保全し、そして現在・未来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

トキの野生復帰に向けた取り組みは、この法律に基づいて定められた「トキ保護増殖事業計画」に沿って

実施されています。

種の保存法では、トキ等特に絶滅のおそれの高い種を「希少野生動植物種」に指定し、積極的に数を増やして保護していく「保護増殖」のほか、捕獲や流通を規制する「捕獲等の禁止」、その生息地・生育地における開発を規制する「生息地等保護区の指定」(鳥類の生息地等保護区に指定されている生息地等保護区は、現在のところありません)という方法で種の保存を図っています。

希少野生動植物に指定されているトキは、その個体を捕獲することのほか、所持している個体等(はく製や羽を含む)を他人に譲り渡すことについても環境大臣の許可が必要となります。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (以下「鳥獣保護法」という)

この法律の対象とするものは、鳥類とは乳類に属する野生動物です。これら鳥獣の保護と鳥獣による生活環境・農林水産業・生態系に与える被害の防止、さらに鳥獣を捕獲する器具による危険を予防することによって、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保および地域社会の健全な発展に資することを目的としています。

この法律は名前のとおり、取り扱う内容が、大きく「鳥獣の保護」と「狩猟の適正化」に分かれます。トキは狩猟対象種ではありませんので、特に保護に関してご説明します。

鳥獣保護法においても、鳥獣の捕獲は禁止されていますので、学術研究などの特別な理由で捕獲が必要な場合は、環境大臣若しくは都道府県知事の許可が必要となります。

また、鳥獣保護区の指定によって、鳥獣の保護を図るとともに、特に重要な生息地は特別保護地区に指定して、建築物等の設置、水面の埋立て、木竹の伐採という行為を規制し、生息地の保護を図っています。トキについては、小佐渡東部のかつての生息地を中心とした734haが国指定小佐渡東部鳥獣保護区および特別保護地区に指定されています。

○文化財保護法

学術上価値の高いいわゆる「文化財」を保存・活用し、国民の文化的向上と世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律です。

我が国にとって学術上の価値が高い動物等の文化財を「記念物」といい、このうち重要なものが「天然記念物」に指定されています。天然記念物の中でも特に重要なものが「特別天然記念物」に指定されますが、トキはこの「特別天然記念物」に指定されています。

天然記念物を捕獲するなど、現状を変更したり、その保存に影響を及ぼす行為をしようとしたりするときは、文化庁長官の許可が必要となります。

このような法律による保護が有効に働くためには、地域のみなさんの理解と協力が必要となつてきます。トキのように里地・里山を生息地とする生物は、農林業など人とのかわり合いを通して共生していくことが避けられません。単に法律による禁止がなされればその保護が図られるというものではなく、トキが再び私たちの身近な鳥となることを、これらの法律と地域の理解を通じて進めていくことが大切です。

環境省自然環境局

北関東地区自然保護事務所新潟支所

生涯学習だより

社会教育委員会を 紹介します

〔○は委員長、○は副委員長〕

- ◎岩井信幸(真野新町)
- 山田智子(夷)
- 小野久栄(梅津)
- 三国隆敏(相川上京町)
- 鈴木伸二(八幡)
- 北見敏之(大和)
- 金子敏之(新穂湯上)
- 本間泰義(畑野)
- 佐々木齋(小木町)
- 北嶋威佐夫(羽茂本郷)
- 石塚紀子(柳沢)
- 今塚範男(羽茂本郷)
- 川原繁芳(上新穂)
- 飯田啓子(新穂瓜生屋)
- 本間勝一(泉)

文化財保護審議会の 委員を紹介します

〔○は委員長、○は副委員長〕

- 池田哲夫(新潟市)
- 三浦啓作(相川江戸沢町)
- 長濱数義(相川大工町)
- 菊地初雄(上矢馳)
- 酒井友二(千種)
- 霍間和夫(新穂瓜生屋)
- 計良壽(栗野江)
- 羽生令吉(竹田)

フランス料理講習会

2月19日(土)、畑野母子健康センターを会場にフランス料理講習会を開催しました。今回は「ホタテ貝のワイン蒸し」と「チキンピカタトマトソースパスタ添え」の2品に挑戦しました。誰にでも簡単にできるフランス料理とあつて、参加者は楽しく講習に取り組んでいました。



新穂・畑野・真野 連携スキー教室



- 中川清太郎(竹田)
- 山本修己(真野新町)
- 西野雅夫(小木大浦)
- 葛原正巳(大崎)
- 菊池恒男(徳和)
- 藤井三好(羽茂本郷)
- 本間寅雄(相川二町目)
- 坂間滯子(河原田本町)
- 渡辺昭一(夷)
- 中島剛忠(上長木)
- 本間栄一(新潟市)
- 本間恂一(新潟市)

1月29日(土)・30日(日)、キユービットパレイ(上越市安塚区)で「新穂・畑野・真野連携スキー教室」が開催され、3地区の児童・保護者52人が参加しました。この教室は、スキー技術の向上はもちろん、上越市の児童との交流がメインになっています。児童たちは、スキーや雪上レクなどで、2日間おもしろい雪国での体験を満喫しました。参加児童からは、「中学生になっても参加したいな」との声も聞かれ、これらの意見を新たな事業に活かしていきたいと思っています。



小木地区家庭教育学級 「のびのび子育て教室」 親子レクリエーション

2月5日(土)、あゆす会館を会場に、講師に安藤夏代さん(アクアフィットネスインストラクター)を迎え、小木保育園、深浦保育園と小木幼稚園の3〜5才児とその保護者を対象に「親子レクリエーション〜ボールゲーム〜」を行いました。当日は40名の参加者があり、新聞紙を使ったゲームやソフトボールを使ったゲームなど、みんなで楽しみました。子どもたちの張り切りぶりにつられて、保護者の皆さんも大ハッスルし、笑顔がたくさんの教室となりました。

「畑野町史を販売しています！」

教育委員会畑野事務所では「畑野町史総篇 波多」(5500円)、「畑野町史 信仰篇」(4400円)を販売しています。この機会に貴重な郷土の歴史資料を購入しませんか?残りわずかとなっておりますので、購入希望の方はお早めにお求めください。

問い合わせ先

教育委員会畑野事務所 ☎66-3111

※「畑野町史松ヶ崎篇 萬都佐木」は販売していませんが、畑野地区公民館図書室(畑野就業改善センター内)で閲覧することができます。

